有田　修治　工藤　優毅
小谷　護　榮　秀巳
永山　親雄　羽場　智
宮田　揮彦　安松　隆司

正六位に叙する（各通）
岡野　友行
松井　孝夫

従六位に叙する（各通）
小林　松繁　田中　重穂

正七位に叙する（各通）
野口　儀久

従七位に叙する（各通）（以上二月十五日）
谷村　淳人

従五位に叙する（各通）
佐藤　節男　澤田　章
高田　詔雄　武石　巖
谷口　善志　橋本　三郎
（島根県警視）

従六位に叙する（各通）
伊東　勝義　唐澤　榮一
東川　貢　和田　直登

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上二月十六日）

正五位に叙する

従五位に叙する
三原　隆志

正六位に叙する（各通）
漆崎　謙治　北島　孝二
（宮城県警部）

従六位に叙する（各通）
久保　勲

正七位に叙する（各通）（以上二月十七日）
荒木　義弘

正六位に叙する（各通）
石井　崇　稲田　紀夫
児玉　勝邦　佐野　篤義
戸松　三治

従六位に叙する（各通）
小嶋　英雅
谷本　巖　三浦　岑夫

正七位に叙する（各通）
江草　剛司　吉田　修一

従七位に叙する（各通）（以上二月十八日）
小谷　優　吉住　晄

瑞宝小綬章を授ける
有田　修治　木谷　修　工藤　優毅
久保　光夫　泉名　教男　田中　重穂
宮下　大政　安松　隆司

瑞宝双光章を授ける（各通）
小林　松繁　野口　儀久　藤原　清澄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十五日）
坂本　美勝　谷村　淳人　西田　勇

瑞宝双光章を授ける（各通）
（島根県警視）
松田　修平
和田　直登

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十六日）
（宮城県警部）
眞籠　孝喜
三原　隆志

瑞宝双光章を授ける（各通）
佐々木東紀男　澤田　幹雄　高山　文男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十七日）
荒木　義弘　小嶋　英雅
谷　渡　三浦　岑夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　忠夫　江草　剛司

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十八日）
（一等陸尉）
橋口　公三

瑞宝双光章を授ける（二月十九日）
宮澤　直樹

瑞宝単光章を授ける（二月二十日）
サウジアラビア王国　サルマン・ビン・アブドルアジーズ・アール・サウード陛下
国王

大勲位菊花大綬章並びに頸飾を贈進する（三月十日）

**登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の五の規定により次の電子海図情報表示装置講習を登録したので、同規則第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十九年三月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録年月日　平成二十九年三月十三日
(二)　登録番号　第十三号
(三)　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称
　海上保安大学校
(四)　住所　広島県呉市若葉町5番1号
(五)　登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　海上保安大学校　広島県呉市若葉町5番1号

従五位に叙する
小野　允雄

正六位に叙する
小渕　寿彦　木川　良文
小林　武夫　酒井　詮
堀江　光雄　宮川　重博

従六位に叙する（各通）
後藤　專五　庄司　章平
（一等陸尉）　橋口　公三
松浦　弘　山田　伊三

正七位に叙する（各通）（以上二月十九日）

**○叙勲**

（東京都新島村議会議員）
川合　敏秋
清水　欣吾

旭日単光章を授ける（各通）（二月十三日）
後藤　吉之

旭日双光章を授ける
黒木　行也　松尾　義弘　蓑田　弘

旭日単光章を授ける（各通）（以上二月十四日）
高瀬　雅男　吉水　明

旭日単光章を授ける（各通）（二月十五日）
沼田　智秀

旭日小綬章を授ける
坪田　敏男

旭日単光章を授ける（以上二月十六日）
北島　孝二

旭日双光章を授ける（二月十七日）
小野　允雄

旭日小綬章を授ける（二月十九日）
田切　久治

瑞宝小綬章を授ける
石原　喜昭　河瀬　友助
郡山研一郎　児玉　悦男
須藤　正和　是津　輝和
田中　関夫　宮下　宗岳

瑞宝双光章を授ける（各通）
古内誠次郎

瑞宝単光章を授ける（以上二月十三日）
（室蘭工業大学名誉教授）
花岡　裕
（千葉大学名誉教授）
平田　尚美

瑞宝中綬章を授ける（各通）
中野　尚

瑞宝小綬章を授ける
安部　宗信　加瀬　誠
本堂　元規　吉冨　雄馬

瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　正一　田中　巖

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十四日）
黒田　實
佐竹　仁郎
高田　正喜
森田　稔
藤森　季男

# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、ドイツ国大統領フランク＝ヴァルター・シュタインマイヤー閣下の大統領就任につき、三月二十二日御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 官庁事項

**人事院公示第3号**

人事院は、人事院規則2－4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成29年3月24日

人事院総裁　一宮なほみ

1　第2項第8号中(41の2)の次に（41の2）として次のように加える。

(41の2)　第28条の3第1項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。

第2項第8号中（42の2）の次に（42の3）として次のように加える。

(42の3)　第28条の3第2項第5号又は第6号の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。

2　この決定による改正は、平成28年3月19日から効力を発生する。